

[事案 27-32] 障害給付金支払請求

・平成 28 年 10 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

事故により左踵骨を骨折し、左足関節の動きが制限されることになったとして、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 2 月に契約した 5 年ごと配当付終身保険について、同年 7 月、事故により左踵骨を骨折し、左足関節の動きが制限されることになったので、障害給付金を支払ってほしい。

本件契約の約款には、可動域制限の判断に関し、「参考可動域角度」との比較とは記載しておらず、世の中の常識となっている健側と比較して認定すべきである。

<保険会社の主張>

以下を理由に、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約に定める障害給付金支払事由に該当するか否かは、日本整形外科学会・日本リハビリテーション医学会が制定している「関節可動域表示ならびに測定法」に記載された「参考可動域角度」の 2 分の 1 以下かどうかで判断すべきであり、申立人の左足関節可動域角度は、平成 25 年 2 月時点で合計 35 度、同年 5 月時点で合計 40 度であるから、支払事由に該当しない。
- (2) 約款記載の「生理的運動範囲の 2 分の 1 以下」であるか否かは、健側との比較ではなく、「参考可動域角度」と比較すべきである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書等を含む）にもとづく審理の他、申立人の同意を得て、保険会社を通じて医療機関から医療記録を取り寄せ、判断の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。